

沖縄FTZと中継貿易の展望

高良 守

▷ 2 ◁

外為法の目的は「外国為替、外国貿易が自由に行われることを基本とし……我が国経済の健全な発展に寄与すること」(第一条)であり、「輸出の許可」「輸入の承認」「関税長に対する指揮監督」等、

「製品課税」の選択制度の導入、保税地域への強制搬入(一九九

らFOB(本船渡し)建て価格の採用、貿易行政の一元化(琉球新報九六年十一月九日「二〇〇一年までに省庁再編」に向けて)、その他の規制緩和等にもみられるように、沖縄自由貿易地域の独自の

一方、関税法の目的は「貨物の輸出及び輸入の関税手続きの適性な処理」(第一条)であり、その取り扱いには大きな違いがある。

「法的整備」がなされ、保税地域などほと

大蔵と通産の二重行政

取り扱いが微妙に違い複雑

このように、貿易に関してわが国は通産省と大蔵省の二元行政になっているのが現状である。ゆえに、重要な政策的な問題にかかわる場合にはあらかじめ通産省に伺いを立てて、輸出入段階の具体的な手続きに関して、税関に伺いを立てるという二重行政となる。輸入業者にとっては両省を行ったり来たりして、二重の手間を強いられ、さらに両省で貿易に関する取り扱いが微妙に違ってくるため貿易に関して実に複雑にしている。

「法的整備」がなされ、保税地域などほと

り、保税地域などほと

急がれる法的整備
新聞やテレビ等で有識者や企業家・実業家の方々が指摘するIQの撤廃や「関税法」と「外為法」の輸入線の不一致、「原料

六年四月二十五日航空機の輸入貨物については、一部改正)、留め置き日数の問題(空港約二日間、港約五日間)、保税輸送のための「横持ち手数料」の問題、CIF(運賃・保険料込み)建て価格か

「法的整備」がなされ、保税地域などほと

の振興に資するため必要地域を自由貿易地域として指定することができるとあり、前述の「法の目的達成」という見地から「企業立地と貿易振興」においては当然自



規制緩和など制度の拡充策が求められる沖縄自由貿易地域